郵 便 史 研 究 会 会 則

沿革　1995 年 10 月 8 日　制　　定
1996 年 10 月 6 日　一部改正
1999 年 10 月 10 日　一部改正
2000 年 10 月　1 日　一部改正
2020 年 12 月 20 日　一部改正
2023 年　4 月 9 日　一部改正

（名称・所在地）

第１条　本会は、郵便史研究会（英文名 Postal History Society of Japan）と称する。事務局を埼玉県に置く。

（目的）

第２条　本会は、わが国の近代郵便の展開過程を、歴史的および国際的視野に立ち、共同して研究することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

一　研究発表会の開催
二　会誌の発行（年１回）
三　その他、共同研究等の本会の目的に適う事業

（会員）

第４条　本会は、会の趣旨に賛同し、所定の会費を納める個人をもって会員とする。

（賛助会員）

第５条　本会は、会の趣旨に賛同し、会の事業を助成する個人および団体を賛助会員とすることができる。

（名誉会員）

第６条　本会は、理事会の議決により名誉会員を置くことができる。

（総会）

第７条　年１回開催する総会において会の活動方針を決定し、役員を選出する。

（役員）

第８条　本会に、次の役員を置く。

会　長　１名
副会長　２名
理　事　若干名
監　事　２名

２　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

（理事会）

第９条　本会の運営は、会長、副会長および理事から構成する理事会において行う。

（部会）

第 10 条　本会は、地域部会、専門部会を置くことができる。

（会計年度）

第 11 条　会計年度は、４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（会費）

第 12 条　本会の会費は、年額 2,500 円とする。

（会則の変更）

第 13 条　会則の変更は、総会出席者の過半数の賛成を必要とする。

附　則

1　この会則は、1995 年 10 月８日より実施する。
2　削除
3　会計年度は、初年度に限り 1995 年 10 月８日より翌年３月 31 日までとする。

附　則

1　第 11 条［現第 12 条］中「年額 2,000 円」を「年額 3,500 円」に改める。
2　この改正は、1997 年度から実施する。

附　則

1　第６条［現第７条］中「会計監査」を「監事」に改める。
2　この改正は、1999 年 10 月 10 日から実施する。

附　則

1　第６条以下を以下１条ずつ繰り下げ、第５条の次に次の１条を加える。
第６条　本会は、理事会の議決により名誉会員を置くことができる。
2　この改正は、2000 年 10 月１日から実施する。

附　則

1　第１条中「東京都」を「埼玉県」に改める。
2　この改正は、2020 年 12 月 20 日から実施する。

附　則

1　附則（1995 年 10 月 8 日実施）第２項を削り、第３条第２号中「会誌の発行」を「会誌の発行（年１回）」に改める。
2　第 12 条中「年額 3,500 円」を「年額 2,500 円」に改める。
3　この改正は、2023 年度から実施する。